

雫石町内保育施設  
雫石町立小中学校における  
医療的ケアの実施等に関する  
ガイドライン



令和5年12月25日  
雫石町教育委員会  
雫石町健康子育て課子ども子育て支援室  
雫石町総合福祉課

# 目次

目次.....	1
はじめに.....	2
総則.....	3
1 趣旨.....	3
2 定義.....	3
3 医療的ケアの内容.....	3
4 対象者.....	5
5 実施に関する基本的方針.....	5
6 実施の決定.....	5
7 町・町教委の役割.....	5
8 保育施設・学校の役割.....	6
9 主治医の役割.....	6
10 看護師の役割.....	7
11 保護者の役割.....	7
12 医療的ケア児等コーディネーターの役割.....	7
13 緊急時および災害時の対応.....	7
医療的ケア実施上の手続き.....	8
1 新規の手続き.....	8
2 継続・変更の手続き.....	8
3 終了の手続き.....	9
4 医療的ケア実施までの基本的な流れ.....	10
様式集.....	11
参考文献.....	34

## はじめに

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児およびその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、令和3年6月「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。同法において、各地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児およびその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することに加え、保育施設および学校の設置者は、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが定められました。

このガイドラインは、雫石町内保育施設、雫石町立小中学校における医療的ケア児の受入れおよび医療的ケアの実施等について、基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続き等について示したものです。

本ガイドラインに基づき、雫石町教育委員会、雫石町健康子育て課子ども子育て支援室、雫石町総合福祉課が連携し、学校、保護者、医療機関等の関係者が協力して対応することで、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることが出来る社会の実現に向けて取り組んでまいります。

雫石町長 猿子 恵久  
雫石町教育委員会

# 総則

## 1 趣旨

この雫石町内保育施設および小中学校（以後：保育施設・学校）における医療的ケアの実施に関するガイドライン（以後：ガイドライン）は、保育施設・学校が、在籍する児童・生徒（以後：子ども）を対象として行う医療的ケアについて、その実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な保育施設・学校内体制等について定めたものである。

保育施設・学校においては、このガイドラインを踏まえ、主治医の指示のもと看護師と保育士・教員等の相互連携により、在籍する医療的ケアを必要とする子どもの自立促進と健康で安定した保育施設・学校内での生活を送ることができるよう保育施設・学校内実施体制の整備を図るものとする。

## 2 定義

医療的ケアとは、「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」第2条に定める医療行為をいう。

## 3 医療的ケアの内容

保育施設・学校で実施対象とすることができる主な医療的ケアは以下の表のとおりとする。

項目	概要
喀痰吸引	筋力の低下等により痰や唾液、鼻汁等を自力では十分に排出することが困難な場合、吸引器による痰の吸引を行う。 口腔内及び鼻腔内の痰の吸引は咽頭の手前までを限度とする。 気管カニューレ内の痰の吸引は気管カニューレ内に限る。その他、医師の指示の範囲とする。
人工呼吸器による呼吸管理	呼吸機能が充分でない場合、呼吸器を用いて呼吸を維持している。呼吸器が適正に作動しているか、医師の指定した条件で稼働しているか、また、呼吸状態が安定しているかの観察を行う。
気管切開部の衛生管理	気管カニューレを経皮的に挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ誤抜去の予防、喀痰等による閉塞の解除、適正位置への留置確認、および周辺の衛生管理を行う。
酸素管理および呼吸補助装置の管理	体内の酸素維持が困難な場合は、酸素供給装置等から体内酸素が適正に保てるよう、医師の指示に従って酸素を供給する。
経管栄養	摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合等に鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）を通じて、栄養剤を胃や腸まで注入する。また、挿入されたチューブの適正位置を保持し、また、栄養剤や胃液の漏出等による汚染等を防止する。

<p>導尿</p>	<p>排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿する。なお、成長に伴い、自分で導尿ができるようになり、身体介助や清潔操作の介助のみが必要になった場合は、その際の介助は医療行為には当たらない。</p>
<p>人工肛門</p>	<p>病気等により自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを作るもの。人工肛門の装具の交換、排泄物の処理等を行う。</p>
<p>血糖値の測定とその後の処置</p>	<p>糖尿病等で生理的に適正な血糖が維持できない場合、随時血糖測定を行い、医師の指示に従ってインスリンの投与もしくは補食による糖補充を行う。</p>

## 4 対象者

保護者からの依頼があった子どものうち、主治医の承諾及び具体的指示があり、保育所入所等を所管する課・学校を所管する雫石町教育委員会（以後：町・町教委）の協議（学校の場合は雫石町教育支援委員会の協議）を経て、町・町教委が保育施設・学校の環境や受入れ体制等に鑑みて総合的に判断した子どもとする。

なお、保育施設においては、医療的ケア児と周りの子ども達の関わりの中で共に育ち合い、安全な支援を行うため、原則として他者を理解することができる発達段階であり、集団保育が可能であると医師が認めたものとする。

## 5 実施に関する基本の方針

医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点を持ち、以下の方針に沿って医療的ケアを実施する。

- (1) 疾患が相対的に安定した後の状態に対応して行われるものであり、必要性については、主治医や保育施設・学校関係者の意見を参考に慎重に判断する。
- (2) 対応に当たっては、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て行う。
- (3) 主治医からの指導・助言により保育施設・学校に配置された看護師が対応する。
- (4) 子育て課・町教委および保育施設・学校は、医療資格者の指導助言および援助が受けられる体制を整備する。
- (5) 実施に当たって、保育施設・学校と看護師が協議のもと、看護師は個別マニュアルを作成し、そのマニュアルにより行う。

学校は、個別の指導計画（特別の教育課程・引継ぎシート）および個別の教育支援計画（看護師が作成する個別マニュアルを含む）を作成し、教育支援活動を行う。

- (6) 医療的ケアの実施記録をとり、保育施設・学校において必要とする期間保存する。

## 6 実施の決定

- (1) 医療的ケアの実施決定は、保護者の依頼に基づき、医療的ケア実施上の手続きを進め、最終決定は町・町教委が行う。
- (2) 医療的ケア実施の可否を判断する場合、必要に応じて子育て課・町教委は主治医や保育施設・学校関係者の意見を参考にする。

## 7 町・町教委の役割

町・町教委は、医療的ケア児に関わる関係者（町・町教委、保育施設・学校、主治医、保護者等）が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講ずることとする。

- (1) 医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- (2) 町・町教委における協議
- (3) 主治医および医療機関との連携
- (4) 保護者との協議

- (5) 看護師の配置（必要に応じて研修）
- (6) 医療的ケア実施に必要な備品・設備・施設等の整備
- (7) 医療的ケア実施事例の蓄積および分析

## 8 保育施設・学校の役割

医療的ケア児が在籍する保育施設・学校は、組織的な対応ができるよう、保育施設・学校内支援委員会（ケア会議）により、看護師を中心に職員が協力する体制を構築することとする。また、医療的ケアの実施に係る基準やルールを確かめ、町・町教委、主治医、保育施設・学校医、保護者等と連携を密接に行う。

医療的ケアの実施については、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切な医療的ケアを提供するため、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身に付けられるよう、研修等に参加し医療的ケア児の安全確保に努めることとする。

また、緊急時における迅速な対応については、保育施設・学校内における実施体制や医療機関等との連携を図って実施するものとする。

### (1) 看護師が作成する個別マニュアルの策定

学校は、個別の指導計画（特別の教育課程・引継ぎシート）および個別の教育支援計画（看護師が作成する個別マニュアルを含む）の作成

- (2) 医療的ケアの保育施設・学校内実施体制の整備
- (3) 各職員の役割分担の明確化
- (4) 保護者、医療機関、医療的ケア児が通っていた施設等との連携体制の構築
- (5) 緊急時・災害時の体制整備（危機管理マニュアルの更新）
- (6) 看護師が実施事例を基に更新した個別マニュアルの策定  
学校は、個別の指導計画（特別の教育課程・引継ぎシート）および個別の教育支援計画（個別マニュアル）の更新
- (7) 保育施設・学校医への情報共有（主治医より提出された医療的ケアに関する情報提供兼指示書の学校医への提供）
- (8) 事故報告書（様式 10）・ヒヤリハット報告書（様式 11）の作成

## 9 主治医の役割

主治医は、医療的ケア児の健康状態および保育施設・学校の状況に基づいて医療的ケアに係る指示書を作成する。また、個別マニュアルへの指導・助言を行うものとする。

- (1) 医療的ケア児や保育施設・学校の状況を踏まえた医療的ケアに関する情報提供兼指示書の作成（様式 4）
- (2) 看護師等への指導
- (3) 緊急時対応に係る指導・助言
- (4) 町・町教委および保育施設・学校との連携
- (5) 保護者への説明

## 10 看護師の役割

看護師は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施する。なお、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うため、医療機関等との緊密な連携が不可欠であることから緊急時の体制整備についても保育施設・学校に協力すること。

- (1) 医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- (2) 指示書に基づく医療的ケアの実施
- (3) 保育施設・学校および保護者との連携
- (4) 医療的ケアの記録・管理・報告（様式9）
- (5) 医療的ケア児に係る緊急時対応含む個別マニュアルの作成（様式8）

## 11 保護者の役割

保護者は、保育施設・学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、看護師に医療的ケア児の健康状態を報告・引継ぎを行う等、適切なケアを受けるために協力するものとする。また、保育施設・学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行う。

- (1) 保育施設・学校および主治医との連携
- (2) 町・町教委との協議
- (3) 緊急時の対応
- (4) 医療的ケア児の健康状態の報告および引継ぎ（様式9）
- (5) 医療的ケアに必要な医療器具、消耗品、主治医の指示書等の準備

## 12 医療的ケア児等コーディネーターの役割

医療的ケア児やその家族が、適切な支援に結び付けられるよう、専門的な関係機関との連携強化に努め、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスや制度等を総合的に調整し、地域生活支援の向上を図る。

## 13 緊急時および災害時の対応

医療的ケアに関する事故が発生した場合、速やかに緊急時の対応を図るとともに、町・町教委へ報告し、保育施設・学校と町・町教委が連携して対応する。さらに、事故の再発防止の観点から、関係者における情報共有を十分に行う（参考様式1～3）。

災害が発生した場合、速やかに災害時の対応を図り避難し、関係機関と協力して安全を確保する。

- (1) 医療的ケアに関して、子どもに事故が発生した場合は、保育施設・学校内の緊急体制や個別マニュアルに沿って速やかに事態の改善に努めることとする。なお、主治医による緊急の対応を取り得ない状況に備えて、保育施設・学校は予め主治医や学校医と協議の上、近隣の関係機関から協力機関を定める等、緊急時対応の体制を整える。
- (2) 事故発生後、事実を経時的に記述し、事故原因、対応状況、結果等をまとめ保育施設・学校から町・町教委に必ず報告すること（様式10）。必要な体制整備等を見直し、今後の再発防止に努めることとする。
- (3) 災害が発生した場合は、災害時対応マニュアルに沿って速やかに避難する。なお、近隣の関係機関から協力機関を定める等の体制を整える。

# 医療的ケア実施上の手続き

## 1 新規の手続き

町・町教委は、医療的ケア実施希望のある保護者から連絡を受けた際、以下の手順に沿って手続きを進める。

- (1) 保護者は医療的ケア実施依頼書（様式1）を作成、医療的ケア実施同意書（様式2）を確認し、町・町教委へ提出する。
- (2) 町・町教委は医療的ケア情報提供兼指示依頼書（様式3）を作成し、保護者より主治医に依頼する。
- (3) 主治医は医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式4）を作成し、保護者より町・町教委へ提出する。
- (4) ガイドラインに基づき、町・町教委の協議（学校の場合は雫石町教育支援委員会の協議）にて実施の可能性について検討する。

以上の手続きより、ガイドライン「6 実施の決定」に基づいて町・町教委が医療的ケア実施について最終決定を行う。

なお、医療的ケア実施決定以後、看護師配備、医療的ケア実施に必要な備品・設備・施設等に係る整備を進める。

- (5) 町・町教委は、医療的ケア実施適否通知書（様式5）を作成し、保護者へ通知する。
- (6) 町・町教委は、医療的ケア実施通知書（様式6）を作成し、保育施設・学校長へ通知するとともに、保護者や主治医から提出のあった資料（様式1～5）の写しを保育施設・学校長へ提供する。

## 2 継続・変更の手続き

保育施設・学校での医療的ケア実施については、子どもの健康状態等を勘案し、毎年度継続手続きを行う必要がある。また、年度の途中において医療的ケアの内容に変更があった場合にも同様の手続きが必要となる。

- (1) 保護者は医療的ケア実施依頼書（様式1）を作成、医療的ケア実施同意書（様式2）を確認し、町・町教委へ提出する。
- (2) 町・町教委は医療的ケア情報提供兼指示依頼書（様式3）を作成し、保護者より主治医に依頼する。
- (3) 主治医は医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式4）を作成し、保護者より町・町教委へ提出する。
- (4) ガイドラインに基づき、町・町教委の協議（学校の場合は雫石町教育支援委員会の協議）にて実施の可能性について検討する。

以上の手続きより、ガイドライン「6 実施の決定」に基づいて設置者が医療的ケア実施について最終決定を行う。

なお、医療的ケア実施決定以後、看護師配備、医療的ケア実施に必要な備品・設備・施設等に係る整備を進める。また、2年先の進級・進学に伴う医療的ケア実施の見通しを保護者から確認し、計画的に環境整備を進める。

- (5) 町・町教委は、医療的ケア実施適否通知書（様式5）を作成し、保護者へ通知する。

- (6) 町・町教委は、医療的ケア実施通知書（様式6）を作成し、保育施設・学校長へ通知するとともに、保護者や主治医から提出のあった資料（様式1～5）の写しを保育施設・学校長へ提供する。
- ※ 主治医による文書作成にかかる費用は保護者が負担する。

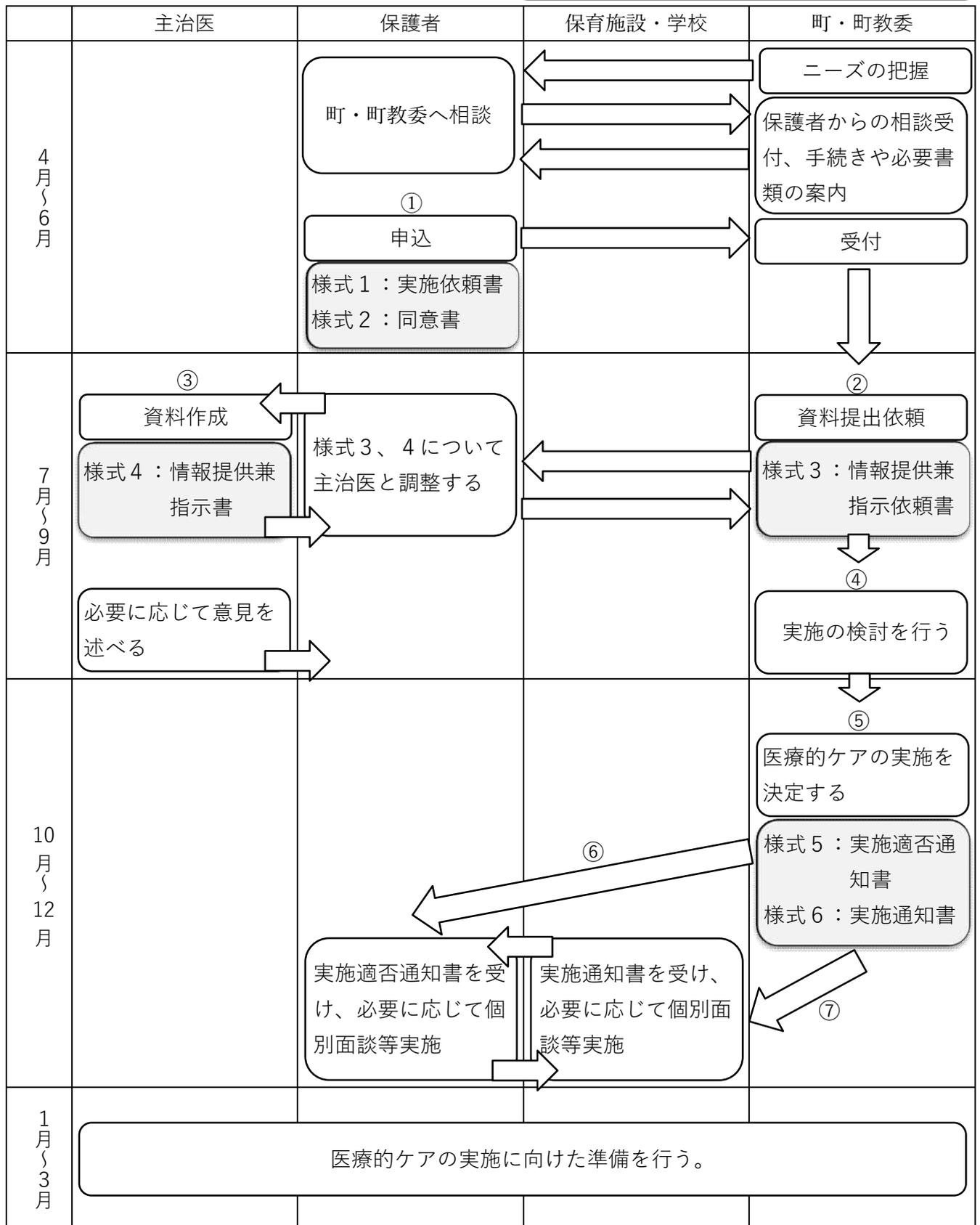
### 3 終了の手続き

医療的ケア実施期間の途中で医療的ケアの実施が終了する場合は、以下の手続きを行う。

- (1) 保護者は、医療的ケア終了に関する届出書（様式7）を作成し、町・町教委へ提出する。
- (2) 町・町教委は、届出書の終了年月日をもって、医療的ケアの実施を終了とする。

新規申込相談は、保育施設・学校へ入所・入学する前々年度以前から開始するのが望ましい。

#### 4 医療的ケア実施までの基本的な流れ



※ 上記は、8ページ「1 新規の手続き」について、医療的ケア児が保育施設へ入所または学校へ入学する前年度の流れを図示したものであるが、状況によって異なる場合があります。

## 様式集

様式	書式名	備考
1	医療的ケア実施依頼書	保護者が作成し、町・町教委に提出する。
2	医療的ケア実施同意書	保護者が確認、押印の上、町・町教委に提出する。
3	医療的ケア情報提供兼指示依頼書	町・町教委が作成し、保護者より主治医に依頼する。
4	医療的ケアの実施に関する 情報提供兼指示書	主治医が作成し、保護者より町・町教委に提出する。
5	医療的ケア実施適否通知書	町・町教委が作成し、保護者に通知する。
6	医療的ケア実施通知書	町・町教委が作成し、保育施設・学校長に通知する。
7	医療的ケア終了に関する届出書	保護者が作成し、町・町教委に提出する。
8	医療的ケア個別マニュアル	看護師が様式4を基に主治医と連携しながら作成する。
9	医療的ケア実施票 (学校のみ)	医療的ケア児の連絡帳、実施記録簿となる。保護者は登校前に健康状態等を記入し、学校担当者へ提出。看護師は、実施内容等を記録し、管理職へ提出する。最終的には、学校で保管するものとする。
10	医療的ケアに係る事故報告書	事故が発生した際、町・町教委へ速やかに報告の上、報告書を提出する。
11	ヒヤリハット報告書	ヒヤリハット事例が発生した際、町・町教委へ速やかに報告の上、報告書を提出する。
参考 様式	書式名	備考
1	安全管理マニュアル	保育施設・学校内支援会議（ケア会議）にて協議の上、作成する。
2	災害時対応マニュアル	保育施設・学校内支援会議（ケア会議）にて協議の上、作成する。
3	緊急時対応フローチャート	保育施設・学校内支援会議（ケア会議）にて協議の上、作成する。

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合） 様

住所  
保護者氏名  
電話番号

医療的ケア実施依頼書

下記のとおり医療的ケアについて実施を依頼いたします。

記

保育施設・学校名			学年等	年 4 月 1 日現在
子ども氏名		男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
依頼する 医療的ケアの内容	該当の□に✓を御記入ください。 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 <input type="checkbox"/> 気管切開部の衛生管理 <input type="checkbox"/> 酸素管理および呼吸補助装置の管理 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> 血糖値の測定 <input type="checkbox"/> その後の処置 ( )			
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
主治医	氏名			
	病院名・科			
	住所			
	電話番号			
	主治医の 意見	保育施設・学校における集団保育・生活の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可  保育施設・学校における活動の制限 <input type="checkbox"/> 基本的な生活は可能だが運動は不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中程度の運動には参加可 <input type="checkbox"/> 活動の制限はなし（強い運動にも参加可） その他 ( )		

緊急時搬送医療機関	病院名・科	
	住所	
	電話番号	
その他 留意事項		

※ 依頼内容に変更がある場合には、再度、実施依頼書の提出が必要です。

様式2

医療的ケア実施同意書

1	毎年度、町・町教委へ「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア実施同意書」、「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」を提出し、町・町教委が医療的ケアの実施の継続可否を判断すること。
2	保育施設・学校で医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、保育施設・学校関係者や担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
3	保護者は、子どもの医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育施設・学校へ報告するとともに、「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア実施同意書」、「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」を提出すること。
4	医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担となること。
5	保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器（予備電源含む）、医療用具、医薬品および消耗品等を不足なく準備、点検および整備し、保育施設・学校に預託すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。
6	医療的ケアを安全に実施するために、保育施設へ入所時または学校へ入学時や転学時のほか、夏休み等の長期休業や長期の入院後はじめて登所（園）・登校する際には、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者は付添いの協力をすること。
7	止むを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育施設の利用ができないこと。学校は保護者等に付き添いをお願いすることがあること。
8	登所（園）・登校前にご家庭にて健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等が普段と違い、体調が悪い時（発熱、嘔吐、下痢、感染症への罹患、食欲等）には、登所（園）・登校を控えること。
9	保育施設・学校で感染症が一定以上発症した場合、保育施設・学校からの情報により、保護者は登園・登校するか判断すること。
10	子どもが保育・在校中に健康状態等に異変があった場合等、保護者等に連絡し迎えをお願いする場合があるため、必ず連絡が取れるようにすること。 ※ 裏面に緊急連絡先を記入すること。
11	保育施設・学校や看護師等が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。
12	子どもの症状に急変が生じ、緊急事態と保育施設・学校等が判断した場合、その他必要な場合には、保育施設・学校等が事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に子どもの保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に子どもを医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
13	安全に保育施設・学校生活を送れるよう、保護者等から提供された申請内容等について保育施設・学校職員、看護師等で共有すること。
14	緊急時の対応のために、「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」等の内容を、主治医以外の医療機関等に情報提供すること。
15	医療的ケアが必要な子どもの状況について、保育施設・学校生活を送る上で必要なことは、他の子どもや保護者との間で共有する場合があること。
16	転所（園）時、入学時や転学時において、他の関係機関と必要な情報を共有すること。
17	上記のほか、必要に応じ保育施設・学校等との間で取り決めた事項を順守すること。

年 月 日

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合） 様

確認事項について、全て同意の上医療的ケアの実施を依頼します。

子ども氏名

保護者氏名

緊急連絡先

	連絡先の氏名	子どもとの関係	電話番号	連絡先種別
1				
2				
3				
4				
5				

※ 連絡先種別の欄には、携帯電話、自宅、勤務先等を記入してください。

主治医 様

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合）

## 医療的ケア情報提供兼指示依頼書

このたび、下記の保護者より医療的ケアの実施について依頼を受けました。

つきましては、このことについて御指導を賜りたく存じますので、別紙様式に御記入いただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 医療的ケア対象者

保育施設・学校名	学年等	子ども氏名

## 2 依頼された医療的ケアの内容

## 3 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※ 情報提供兼指示書については、以下の情報含め、詳しく指示してください。

- ・喀痰吸引：挿入するカテーテルサイズ、挿入の長さ、吸引圧等
- ・人工呼吸器による呼吸管理：人工呼吸器作動の条件、痰の吸引のタイミングや手順、気管カニューレの事故抜去時や人工呼吸器不調時の対応等
- ・酸素管理および呼吸補助装置の管理：体内の酸素維持が困難な場合の酸素供給装置等からの酸素供給（酸素投与の基準となる SpO2 の値、酸素投与の開始量、何リットルまで酸素投与してよいか等）等
- ・気管切開部の管理：気管切開部のケアに際して、注意する点、緊急時、気管カニューレの閉塞、事故抜去時の対応等
- ・経管栄養：注入する栄養剤および水分の種類と量や温度、栄養を注入する時刻、注入に要する時間と速度、胃残があった場合の対応（胃残の量および、清浄による対応）、胃ろう・腸ろうの管理（チューブ抜去時の対応）等
- ・導尿：導尿を実施するタイミング、混濁が持続する場合の対応等
- ・人工肛門：体育授業（水泳含む）や運動部活動における運動の制限、発達段階に応じたストーマの自己管理等
- ・血糖値の測定とその後の処置：持続皮下インスリン注入療法の際の体育授業（水泳含む）への参加の注意点、また嘔吐時や喫食時間の遅延等による予期せぬ低血糖症状に陥った際の対応等

## 【保育施設・学校生活での配慮事項】

### ・保育施設の場合

#### ①保育施設における集団保育の可否

保育施設では、保育士1名につき複数の乳幼児を保育する集団保育を実施しており、午睡、食事及び集団での遊び等、保育者及び他児と接触する機会が多いため、転倒やケガ等の事故、感染症への罹患の全てを防ぐことは難しい環境にあります。

こうした環境の中で日常生活を過ごすことについて、当該児童の身体的、心理的及び精神的な安全性の観点から、判断をお願いします。

#### ②保育施設での活動の制限

別紙「保育施設における活動のめやす」を参考に判断をお願いします。

### ・学校の場合

運動、食事制限について

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合） 様

医療機関名

医師名

医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書

医療的ケアの必要な子どもに関し、下記のとおり情報提供します。

なお、（雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合））より医療的ケア実施適否通知書にて適と判断された際に、指示書と替えることを申し添えます。

指示期間 年 月 日 ～ 年 月 日（1年以内）

子ども氏名 (保育施設・学校名)	( )	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
主たる疾患名			
アレルギー			
禁忌薬			
※ 該当の□に✓、数値等を御記入ください。			
実施行為の種類	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻胃管） <input type="checkbox"/> 胃ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 腸ろうによる経管栄養		
具体的指示内容	<input type="checkbox"/>	鼻、口からの吸引 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr.   吸引圧 ( ) kPa 程度まで 鼻からの挿入の長さ ( ) cm   口からの挿入の長さ ( ) cm 注意点等 [ ]	
	<input type="checkbox"/>	※ 持続吸引について 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr.   吸引圧 ( ) kPa 部位 ( <input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 口 )   挿入の長さ ( ) cm   注意点等 [ ]	
	<input type="checkbox"/>	気管カニューレからの吸引（または気管内吸引） 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr. カニューレ入口からの挿入の長さ ( ) cm 吸引圧 カニューレ内 ( ) kPa 程度まで 注意点等 [ ]	
	<input type="checkbox"/>	経鼻エアウェイからの吸引 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa 程度まで エアウェイからの吸引カテーテル挿入長さ ( ) cm 注意点等 [ ]	

具体的指示内容	<input type="checkbox"/> 経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 鼻腔留置チューブ サイズ ( ) Fr. 挿入長さ ( ) cm <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう
		<input type="checkbox"/> 栄養剤注入 実施時間 ( : ) ( : ) 内容 ( ) 1回量 ( ) ml 注入時間 ( ) 分程度 胃残量が ( ) ml 未満のときは そのまま予定量を注入する 胃残量が ( ) ml 以上 ( ) ml 未満の時 ( ) 胃残量が ( ) ml 以上のとき ( ) 胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) 場合は ( ) <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ( ) <input type="checkbox"/> 水分注入 実施時間 ( : ) ( : ) 内容 ( ) 1回量 ( ) ml 注入時間 ( ) 分程度 胃残量が ( ) ml 未満のときは そのまま予定量を注入する 胃残量が ( ) ml 以上 ( ) ml 未満の時 ( ) 胃残量が ( ) ml 以上のとき ( ) 胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) 場合は ( ) <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ( ) <input type="checkbox"/> 薬剤注入 実施時間 ( : ) 注意点等 [ ] <input type="checkbox"/> 胃からの脱気 脱気のタイミング <input type="checkbox"/> 注入前 <input type="checkbox"/> 注入中 <input type="checkbox"/> 注入後 <input type="checkbox"/> その他 ( : ) ( : )
実施行為の種類		<input type="checkbox"/> 気管切開部の衛生管理 <input type="checkbox"/> 胃ろう・腸ろう部の衛生管理 <input type="checkbox"/> 経鼻エアウェイの管理 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 薬液吸入 <input type="checkbox"/> 日常的酸素管理 <input type="checkbox"/> 呼吸補助装置の管理 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の作動状況の確認および緊急時の対応等 <input type="checkbox"/> 血糖値測定とその後の処理
具体的指示内容	<input type="checkbox"/> 気管切開部の衛生管理	<input type="checkbox"/> 単純気管切開 <input type="checkbox"/> 咽頭気管分離 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 肉芽について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> カニューレの種類 ( ) 内径 ( ) mm 入口から先端までの長さ ( ) cm カニューレ抜去時や、気管切開部・気管内出血への対応等 [ ]
	<input type="checkbox"/> 胃ろう・腸ろう部の衛生管理	<input type="checkbox"/> ボタン・チューブの種類 ( ) サイズ ( ) Fr. ( ) cm 挿入バルンの水の量 ( ) ml Yガーゼ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> チューブ抜去時の対応等 [ ]
	<input type="checkbox"/> 経鼻エアウェイ	<input type="checkbox"/> 挿入・抜去 挿入長さ ( ) cm エアウェイの種類 ( ) 内径 ( ) mm 注意点等 [ ] <input type="checkbox"/> 管理 注意点等 [ ]





生活での配慮事項 保育施設・学校	保育施設・学校における集団保育・生活の可否	<input type="checkbox"/> 保育施設における集団保育は可である。 <input type="checkbox"/> 保育施設における集団保育は不可である。
	保育施設・学校における集団保育・生活の活動の制限	<input type="checkbox"/> 基本的生活は可能だが運動は不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中程度の運動には参加可 <input type="checkbox"/> 活動の制限はなし（強い運動にも参加可） <input type="checkbox"/> 注意事項 （ ）
	食事制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 注意事項 （ ）
	その他	

※ 本指示書の内容について確認するときの連絡方法について御指示ください。

<input type="checkbox"/> 医師に直接	<input type="checkbox"/> 担当者（	様）経由
<input type="checkbox"/> 電話	—	—
<input type="checkbox"/> FAX	—	—
<input type="checkbox"/> e-mail	@	

保護者氏名 様

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合）

医療的ケア実施適否通知書

医療的ケア実施の適否につきまして、下記のとおり通知します。

記

1 医療的ケア対象者

保育施設・学校名	学年等	子ども氏名

2 医療的ケア実施の適否

<input type="checkbox"/>	(1) 医療的ケアを実施します。	
実施する医療的ケアの内容	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 <input type="checkbox"/> 酸素管理および呼吸補助装置の管理 <input type="checkbox"/> 気管切開部の衛生管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> 血糖値の測定 <input type="checkbox"/> その後の処置 ( )	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

<input type="checkbox"/>	(2) 以下の理由で医療的ケアを実施できません。	
実施できない理由		

年 月 日

雫石町立（〇〇保育所（園）長（保育の場合） 〇〇学校長（学校の場合）） 様

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合）

医療的ケア実施通知書

医療的ケアの実施について保護者から依頼がありましたが、下記のとおり実施することにしましたので、通知します。

記

1 医療的ケア対象者

保育施設・学校名	学年等	子ども氏名

2 実施する医療的ケアの内容

3 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※ 様式 1～5 の写しを提供いたします。取り扱いには十分御留意ください。

年 月 日

雫石町長（保育の場合） 雫石町教育委員会教育長（学校の場合） 様

保護者氏名

医療的ケア終了に関する届出書

下記のとおり、医療的ケアの実施を終了することを届出いたします。

記

保育施設・学校名		学年等	
子ども氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
医療的ケア内容	該当の□に✓を御記入ください。 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 <input type="checkbox"/> 酸素管理および呼吸補助装置の管理 <input type="checkbox"/> 気管切開部の衛生管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> 血糖値の測定 <input type="checkbox"/> その後の処置 ( )		
終了年月日	年 月 日		

様式 8

医療的ケア個別マニュアル

作成年月日 年 月 日

作成者

子ども氏名		男・女	学年等	
病名			必要 物品	
医療的ケアの内容				
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
実施時間や 実施目安				
実施場所				
実施手順	実施内容		実施上の留意事項	

- ※ 実施手順は、必要物品の準備から後片付けまで医療的ケアの流れについて順序立てて記載する。
- ※ 実施内容は、医療的ケアの内容を手順ごとに箇条書きで簡潔に記載する。
- ※ 裏面には、予想される緊急状況に対する対応について記載する。

緊急時の対応

子ども氏名		男・女	学年等	
安静時のバイタル	平熱	℃	、 脈拍	回/分
			、 SpO2	%
予想される緊急状況・症状	対処方法			

※ 安静時のバイタルについては対象の子どもに合わせて適宜変更すること。

緊急時連絡先

保護者等

	連絡先の氏名	子どもとの関係	電話番号	連絡先種別
1				
2				
3				
4				
5				

救急搬送先医療機関

医療機関名	電話番号

様式 9

医療的ケア実施票

学校名	学年等	子ども氏名

1 実施依頼（保護者記入）

年 月 日 ( )		体温	°C
健康状態	(子どもの体調)	持参品	(行き)
特記事項			(帰り)

2 実施記録（看護師記入）

記録	実施時刻	医療的ケアの実施内容、実施時の健康状態等の記録			
連絡事項等					
実施者		学校 サイン		保護者 サイン	

様式 10

医療的ケアに係わる事故報告書

提出日 年 月 日

記入者氏名

保育施設・学校名		学年等		男・女
子ども氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
発生日時	年 月 日 ( ) 時 分			
発生場所				
医療的ケアの内容				
発生時の状況と経過				
実施した処置とその後の経過	病院受診： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 医師の診断書： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
原因				
今後の対応と再発防止に向けた取り組み				
保護者への説明	説明： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（面談・電話） ※ 説明内容を記入			

様式 11

ヒヤリハット報告書

提出日 年 月 日

記入者氏名

保育施設・学校名		学年等		男・女
子ども氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
発生日時	年 月 日 ( ) 時 分			
発生場所				
医療的ケアの内容				
ヒヤリハットの内容				
ヒヤリハットの発生状況				
考えられる事故				
再発防止策				

参考様式1

安全管理マニュアル

保育施設・学校名		学年等		男・女
子ども氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)	

場面	予測される危険	対応策
行き 帰り		
休み時間		
排泄		
給食		
体育		
プール		

参考様式2

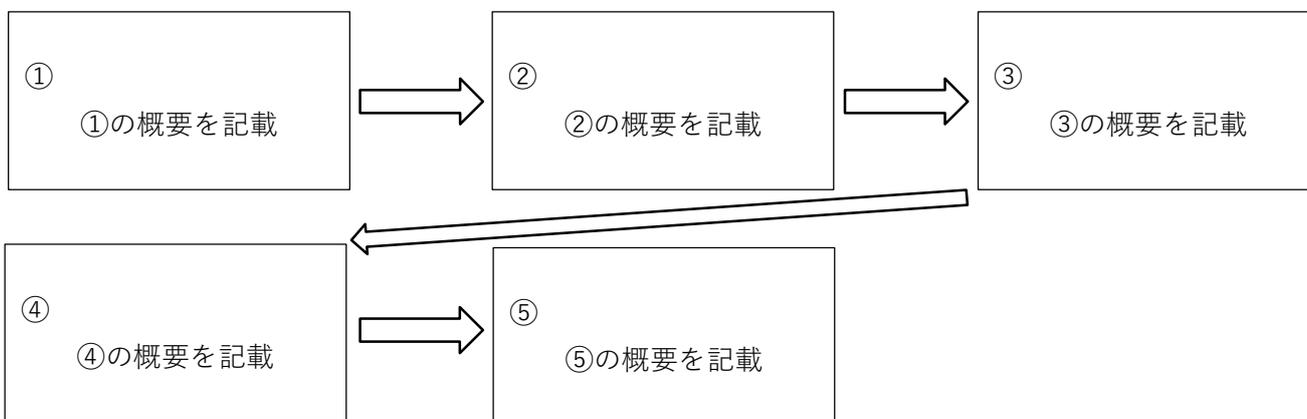
災害時対応マニュアル

保育施設・学校名		学年等		男・女
子ども氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)	

災害時持ち出すもの

避難手順
① ② ③ ④ ⑤

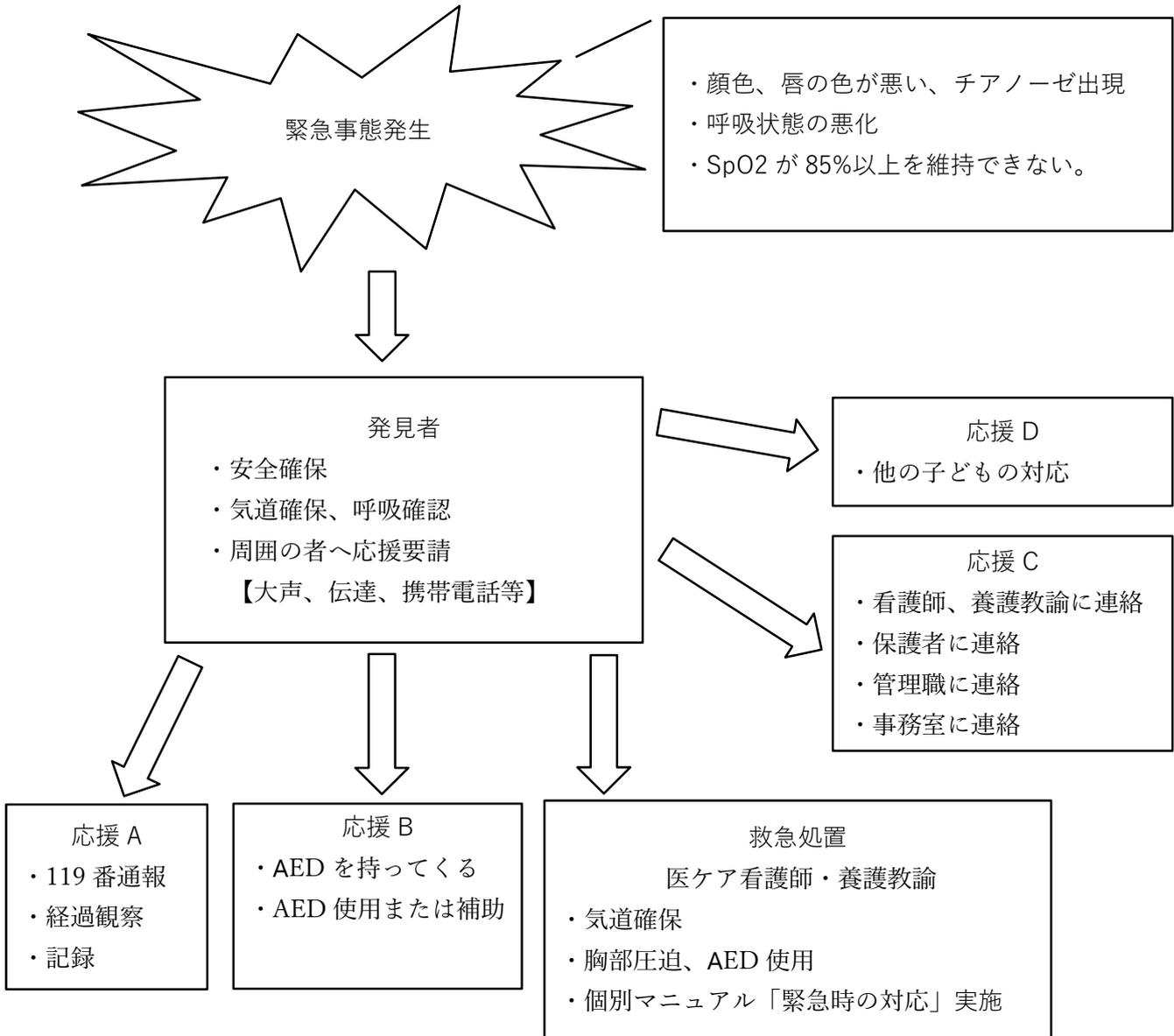
避難手順略図



避難場所		
(地震)	(火災)	(〇〇)

参考様式 3

〇〇さんの緊急時対応フローチャート (例)



保護者連絡先

〇〇携帯 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇携帯 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇自宅 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇職場 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

主治医 〇〇病院 (〇〇科) 〇〇 〇〇医師

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

管理職

・町・町教委へ報告

【〇〇〇〇】

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【〇〇〇〇】

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 参考文献

- ・ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」 2021  
掲載 URL  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/mext\\_00706.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html)
- ・ 岩手県教育委員会「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」 2022  
掲載 URL  
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1049616.html>
- ・ 盛岡市子育てあんしん課「保育施設での医療的ケア実施に関するガイドライン」 2022  
掲載 URL  
[https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo\\_azukeru/1041623.html](https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1041623.html)
- ・ 矢巾町教育委員会事務局子ども課「矢巾町保育所等における医療的ケア実施ガイドライン」 2022  
掲載 URL  
<https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2022033100029/>
- ・ 東村山市教育委員会「東村山市立学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」 2023  
掲載 URL  
<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kosodate/gakko/tokubetusien/tokubetusientorikumi.html>